

第三次長野市地域福祉計画中間評価について

計画期間が折り返しに差し掛かっており、現計画の進捗管理及び第四次計画策定の際の参考とするため、中間評価を実施するもの

評価は計画上、「成果指標の達成度」、「実施事業の進捗状況」、「外部組織による評価」に基づいて行うとされている。

1 評価方法について

(1) 成果指標の達成度

計画では5つの評価指標があるが、他の計画と異なり、指標のみでは十分な評価ができない。

他計画の指標（例） → 指標による評価が可能

- ・市自殺対策推進計画 → 自殺者数の減
- ・県再犯防止計画 → 再犯者数の減

*第2次計画では、各地区の取組みや課題を把握して評価を行った。

(2) 実施事業の進捗状況

第3次計画では、地域福祉推進の主体を住民自治協議会としているため、各地区の取組状況を把握することで、進捗状況確認の参考とする。

- ① 重点取組について、各地区の取組状況を把握する。
- ② 重点取組以外について、出来ていないこと、やっていないことを探すのではなく、出来ている取組の把握を行い、基本施策体系ごとに整理することで、出来ていることを「見える化」する。

住民自治協議会あて、各地区の取組状況把握のため、アンケート調査を実施（調査期間は、10月初旬～11月初旬）

I 重点取組の取組状況に関する質問

- 1 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進（+長野市立小中学校への調査）
- 2 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる
- 3 地域で見守り・地域で支える体制の充実

II その他の取組状況に関する質問

- ① 各地区で特に大事にしている取組について5つ挙げてもらう。
- ② 5×32 地区 160 の取組を基本施策の体系ごとに整理（裏面イメージ）
- ③ 基本施策ごとの取組数から、出来ている部分を「見える化」し、評価の参考とする。取組数が少ない施策体系については、原因等を考えていく。

令和2年11月13日配付 資料
第4回 長野市地域福祉推進会議（令和元年9月11日）資料7

体系ごとの整理のイメージ

| | 基本施策No. | 基本施策 | 各地区の取組数 | 主な取組内容 |
|-------|---------|---------------------------|---------|--------|
| 基本目標1 | 基本施策1-1 | 地域の課題を地域で解決するための取組の推進 | 20 | ***** |
| | 基本施策1-2 | 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進 | 15 | ***** |
| | 基本施策1-3 | 地域福祉を推進する担い手や資源の創出 | 15 | ***** |
| | 基本施策1-4 | 地域福祉を推進する組織と場づくり | 5 | ***** |
| 基本目標2 | 基本施策2-1 | 支援する人が孤立しない仕組みづくり | 10 | ***** |
| | 基本施策2-2 | 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる | 30 | ***** |
| 基本目標3 | 基本施策3-1 | 地域で見守り・地域で支える体制の充実 | 15 | ***** |
| | 基本施策3-2 | どんな悩みも「受け止め」、「つなぐ」相談体制の充実 | 5 | ***** |
| | 基本施策3-3 | 誰もが安心して生活できる支え合い活動の充実 | 15 | ***** |
| | 基本施策3-4 | 安心して福祉サービスを利用するための環境整備 | 30 | ***** |

* 取組数は例示

3 スケジュールについて

- ① 事務局において調査を実施し、中間評価の素案を作成する。
- ② 地域福祉推進会議にて評価を行う。
- ③ 庁内推進会議において評価を行う。
- ④ 事務局において、②、③を踏まえた中間評価（案）を作成する。
- ⑤ 地域福祉専門分科会において、中間評価を行う。